

事 務 連 絡  
令和6年11月15日

事業主様

東京文具工業健康保険組合

### 健康保険適用関係書式の変更等について（お知らせ）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より当組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年10月15日付事務連絡「健康保険被保険者証廃止後の変更事項等について（お知らせ）」にてご通知いたしましたように、令和6年12月2日より現行の健康保険被保険者証（以下、「健康保険証」という。）の新規発行が終了となることに伴い、適用関係書式を変更等することとなりました。

つきましては、下記のようにご通知いたしますので、事務担当者の皆様にご周知くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 健康保険資格取得届および被扶養者異動届への資格確認書要否欄の追加

健康保険資格取得届および被扶養者異動届に、資格確認書発行要否の欄を追加いたします。

申請の際には、被保険者の方へマイナ保険証の有無を確認していただき、資格確認書の発行の要否について必ず記載いただくようお願いいたします。

なお、書式については、本年11月15日より当組合ホームページからダウンロード可能となっておりますので、旧書式は使用せず、新様式でご申請いただくようお願いいたします。

また、電子申請の様式についても、令和6年12月2日までに資格確認書要否欄が追加される予定です。

#### 2. 健康保険資格確認書（再）交付申請書（新設）

令和6年12月2日以降に資格確認書の発行を受けた方で、棄損や紛失などで再交付が必要となった際や、マイナ保険証を保有していた方がマイナンバーカードの紛失などにより資格確認書が必要となった際に申請いただく書式となります。

申請の際は、健康保険資格確認書滅失届の添付が必要となります。

なお、令和7年12月1日までの経過措置期間中に有効な健康保険証をお持ちの方で、令和6年12月2日以降に健康保険証を棄損、紛失された場合も健康保険証の発行ができないため、健康保険資格確認書の申請をしていただくこととなります。

ただし、すでにマイナ保険証を保有されている方は、申請は不要です。

### 3. 健康保険資格情報のお知らせ再交付申請書（新設）

令和6年12月2日以降にマイナ保険証をお持ちの方で、新規資格取得時に「健康保険資格情報のお知らせ」の発行を受けた方が、棄損や紛失などで再交付が必要となった際に申請いただく書式となります。

ただし、資格情報のお知らせは、マイナポータルに登録されている「医療保険の資格情報画面」でも代用可能です。

### 4. マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書（新設）

マイナ保険証を保有されている方で、マイナ保険証の解除を希望される方は健康保険組合へ解除申請をすることとなります。

マイナ保険証の利用登録解除後は、資格確認書を発行いたします。

ただし、令和7年12月1日までの経過措置期間中に有効な健康保険証をお持ちの方は、令和7年12月2日の資格確認書の職権交付対象者となります。

### 5. 経過措置期間中の健康保険証の取り扱いについて

経過措置期間として令和7年12月1日まで有効な健康保険証をお持ちの方が、経過措置期間中に被保険者資格喪失や被扶養者削除となった場合は、従来通り健康保険証の回収が必要となりますのでご注意ください。

なお、令和7年12月2日以降の健康保険証の完全廃止後は、健康保険証の回収の必要はありませんので、ご承知おきください。

※ 2～4の書式については、令和6年12月2日から当組合ホームページよりダウンロード可能となります。

※ ご不明な点やご質問等がございましたら、下記までお問合せください。

（お問い合わせ先）  
東京文具工業健康保険組合  
業務部業務課資格係  
電話 03-3866-8141  
ダイヤル番号「1」